

小泉内閣への提言 その3

日本経済の真の再生に向けた税制抜本改革を

2001年10月2日
社団法人 経済同友会

本年6月に公表された経済財政諮問会議の「骨太の方針」にうたわれている日本経済再生のためには、財政支出面での施策とともに、税制での対応が求められる分野が数多く存在する。また、個人、企業が国を選択するグローバル化した経済のもとで、国内に投資を呼び込み、新たな事業と雇用を創出していくため、わが国の税制にも国際的な整合性と競争力が求められている。

以上の観点より、小泉改革をより着実に推進するために、税制改革の当面の課題に関する我々の考えを述べる。

・当面する税制の重要課題について

1. 銀行の不良債権と企業の過剰債務の一体的処理のための税制

「骨太の方針」において経済再生の第一歩として求められている不良債権の処理は、それと表裏の関係にある企業の過剰債務の処理と一体的に、かつ速やかに進めていく必要がある。これを公的資金注入に頼らず行うために、欧米の例にも従って、以下の措置を求める。

- ・ 欠損金の繰戻し還付（3年以上）と繰越控除期間の延長（注）
- ・ 償却関係費用の無税化要件の緩和、明確化
- ・ 私的整理ガイドラインによる債権放棄等に係わる税務上の取扱い明確化

注：米国では1987年から1993年の期間中に発生した銀行の不良債権に関連する欠損金について、繰戻し還付10年、繰越5年が認められている。

2. 「貯蓄優遇税制」から「投資優遇税制」へ

「骨太の方針」にうたわれている「投資優遇税制への切替え」の方針に従い、特に個人がリスクキャピタルを投入しやすい環境整備を早期に進めることが極めて重要である。

有価証券譲渡益課税については、そもそも確定申告に習熟していない個人投資家の状況を考慮して、申告不要制度（証券会社の段階での納税関係終了）の創設、取得価格が不明な株式の取り扱いの思い切った簡略化、さらに納税者番号制度の早期導入への合意形成等、申告分離課税への円滑な一本化のための前提条件を整える必要がある。

- ・有価証券譲渡益の申告分離課税の税率軽減（税率26%から20%、時限的に10%への引下げ）
- ・譲渡損失繰越控除制度（5年）の創設
- ・長期所有株式譲渡益非課税制度の拡充（現行100万円を200万円に拡大）、恒久化
- ・受取配当に係わる税制整備（二重課税是正、申告不要限度額の50万円への引上げ等）
- ・株式投資のための贈与税特例（5分5乗方式）創設
- ・株式投資信託に係わる税制整備（解約差損益の株式との損益通算、損失繰越控除の創設等）
- ・確定拠出型年金に係わる税制措置の拡充（拠出枠年100万円までの拡大、ESOP導入等）

3. 新たな事業と雇用の創出

民間の活力によって新たな事業と雇用の創出を図るため、NPOを含めた起業、創業を促し、かつ国際的に見て整合性と競争力のある法人課税制度を確立する必要がある。

- ・2002年度における連結納税制度の円滑、確実な導入
- ・有限責任事業組合契約の導入（日本版LLP、LLCの導入）
- ・エンジェル税制の拡充（ベンチャー企業に対する投資税額控除等）
- ・NPO等に対する寄付金控除拡充（控除枠の拡大、認定取得後の寄付金控除遡及適用等）

4. より良い住環境、都市空間の創造

新たな需要喚起策としての豊かな住まいづくりとより良い都市空間の創造のため、また資産デフレ対策としても、過重とされる不動産関連税制の見直しが不可欠である。

- ・住宅借入金等に係わる税額控除制度の拡充
- ・居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の延長、繰戻し還付制度創設
- ・不動産証券化推進のための税制措置（SPC等に係わる不動産流通課税大幅軽減等）

- ・ 特別土地保有税、不動産取得税の廃止
- ・ 登録免許税の手数料相当額への見直し
- ・ 土地譲渡益課税の負担軽減
- ・ 都市計画税の固定資産税への一本化と負担軽減

5. 特定財源の見直し

道路特定財源に限らず、税収を特定の事業・公共サービスに充当する制度は、予算配分を硬直化させ、資源配分を歪めるなどの弊害が指摘されている。既に特定財源の用途の見直しの方針が明確に打ち出されているが、これと並行して、既得権化した目的税については、そのあり方も見直すべきである。

6. 地方財政について

地方財政における受益と負担のバランスを図るため、地方への税財源の移転を図りつつ、国庫負担補助金の削減、地方交付税交付金の削減と配分の見直しを行う必要がある。

地方法人課税をめぐることは、法人事業税の外形標準課税が議論されている。外形基準の導入は、付加価値を課税ベースとするのであれば、現行消費税と課税ベースが重なる部分が大きく、むしろ地方消費税を地方の基幹税として検討する方向が望ましい。この場合も、地方における歳出の徹底的な切り込みが大前提であることは言うまでも無い。

・ 税制抜本改革に向けた課題

税制改革は、それが喫緊の政策課題の達成のために行われるとしても、中期的な改革の理念と整合性をもって進められる必要がある。

経済同友会では、わが国に特に求められている「受益と負担の一致」と「国際的な整合性と競争力ある税制」を推進する立場から税制改革に関する提言を重ねてきた。これら経済同友会の税制に関連する主張・提言のうち、未実現かつ重要と考える項目を、今回の提言と合わせて別表にまとめた。全ての項目にわたり、「日本経済の集中改革期間」とされている今後2 - 3年以内の実現に向けて、速やかな検討を要請する。特に納税者番号制度の導入については、住民基本台帳システム導入が予定されている平成15年度までに、今後検討される「社会保障番号制度」への付番方式一本化への合意形成を強く求める。

主要税制改革項目

		平成13-14年度	集中改革期間内(平成14-16年度)
所得税・個人住民税	◎税率累進構造緩和		○
	◎課税最低限を構成する各所得控除の見直し		○
	◎老人マル優等租税特別措置見直し		○
	◎年金税制見直し		○
	◎納税者番号制度の導入と総合課税範囲拡大		○
法人税	◎連結納税制度の円滑、確実な実施	○	
	◎有限責任事業組合契約等(LLP、LLC)の導入	○	
	◎租税特別措置の見直し(課税ベース拡大)と税率引下げ	△	○
	◎減価償却の簡素化と投資促進のための大幅期間短縮		○
企業の過剰債務と金融機関不良債権の一体処理のための税制	●欠損金の繰戻し還付、繰越控除期間延長	○	
	●償却費用の無税化要件の緩和、明確化	○	
	●私的整理ガイドラインに基づく債権放棄等の取り扱い明確化	○	
消費税	◎税率の引き上げ		○
	◎簡易課税制度、免税点の見直し		○
	◎インボイス方式の導入		○
	◎地方消費税の拡充	△	○
金融・証券税制	◎受取配当に関する二重課税是正等の税制整備	○	
	●申告分離課税一本化に向けた前提条件の整備	○	
	●申告分離課税の税率軽減	○	
	●譲渡損失繰越控除制度の創設	○	
	●長期保有株式の譲渡益非課税措置拡大、恒久化	○	
	●株式投資信託に係わる税制整備	○	
●株式投資を対象とする贈与税特例創設	○		
確定拠出型年金(ESOP)	◎非課税拠出枠の拡充等	○	
ストックオプション税制	◎課税繰り延べの対象となる行使額の引き上げ	○	
金庫株関連税制	●資本取引としての取り扱い、自己株式取得に係わるみなし配当課税停止恒久化	○	
エンジェル税制	◎ベンチャー企業投資に関する税額控除等	○	
寄付金に係わる税制	◎NPOへの寄付金控除枠拡大、認定後控除遡及適用等	○	
不動産関連税制	不動産取得税、特別土地保有税廃止	○	
	登録免許税等流通課税負担軽減	○	
	都市計画税の固定資産税への一本化と負担軽減	○	
	不動産証券化を推進する税制整備	○	
	住宅借入金等に係わる税額控除拡充	○	
	居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の延長、繰戻し還付制度創設	○	
相続税	◎相続税率の軽減等	○	
特定財源の見直し	◎使途、負担水準を含めた見直し	○	

- これまでの経済同友会提言に含まれるもの
- 今回新たに提言するもの
- 可能な部分から早期実施を求めるもの